

平成30年度

仮置場等における維持管理補修等に係る調査検討業務

現場説明書

福島地方環境事務所

#### 1．一般事項

特記仕様書のとおり。

#### 2．設計作業歩掛及び数量について

積算参考資料のとおり考えている。

上記以外の内容としては以下のとおりである。

外業作業に係る帰還困難区域等の区域指定状況は別紙 - 1 に示すとおりである。

区域指定箇所に入域する場合は、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 2 項の緊急事態応急対策用務に従事することになるため、予め入域する 7 日（営業日）前までに申請し、通行許可を得ること。

土壌の放射能濃度測定の見込数として 800 試料の分析を見込んでいる。

業務の積算は国土交通省設計業務等標準積算基準書を参考にしている。

#### 3．打合せ歩掛について

打合せ歩掛について、積算参考資料のとおり見込んでいる。

特記仕様書の第 3 - 1 条には、個別打合せの数量は含まないこととし、これらの打合せは第 2 - 6 条から第 2 - 9 条に含まれている。

#### 4．積算の基地について

積算の基地は福島市で考えている。

#### 5．謝金

謝金は 1 人 1 回（0.5 日換算）あたり 14,000 円（平成 29 年度単価）を計上している。

#### 6．被ばく線量記録登録

5 人分を見込んでいる。

#### 7．積算参考資料

金抜き設計書のとおり。

平成30年度

仮置場等における維持管理補修等に係る調査検討業務

特記仕様書

平成30年3月

福島地方環境事務所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 本業務の施行に当たっては、環境省福島地方環境事務所制定「平成29年除染関連業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

### (業務の目的)

第1-2条 本業務は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、環境省では平成24年度以降、除染特別地域を対象に先行除染及び本格除染を実施してきたところである。

これら除染に伴って発生した土壌・廃棄物(以下、「除去土壌等」という。)は、仮置場及び現場一時保管施設(以下、「仮置場等」という。)に保管することとしている。

除染特別地域内の平成30年3月末時点における対象仮置場等の数は242箇所であるが、「中間貯蔵施設に係る「当面の5年間の見通し」」で示す通り、中間貯蔵施設等への搬出までの間、引き続き仮置場等における保管の継続が必要な状況である。また年数経過に伴い仮置場等における保管上のリスクが懸念されるところであり、仮置場等の点検結果や維持管理補修等の事例を踏まえた技術検討を行っていく必要がある。

さらに、中間貯蔵施設や仮設焼却施設への除染土壌等の搬出も始まり、そのための課題の整理及び改善処理、搬出後の土地の原状回復について検討する必要があるが生じている。

本業務では、既存の仮置場等について、点検結果や維持補修事例から年数経過等に伴う懸案事項を把握し、その改善手法を検討及び提案するとともに、除去土壌等の仮置場等における保管時の対策について提案を行うものである。

さらには、過年度業務においてそれらを体系化したものの見直しを行い、有識者による検討会を開催し、検討内容について技術的支援を得ることを目的とする。

### (場 所)

第1-3条 本業務の対象となる仮置場位置は、別表-1に示す管理中仮置場のとおりである。その他、施工中の仮置場等について調査職員が別途指示する仮置場等とする。

### (業務概要)

第1-4条 本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第2章に示すものとする。

- (1) 仮置場等に係る情報の整理・要注意事象発生要因分析
- (2) 仮置場等における保管容器、クロスラム及びUVシート等の健全性評価
- (3) 仮置場等の管理上のリスク評価及び改善手法の検討
- (4) 仮置場等の跡地汚染の確認調査
- (5) 検討会の実施

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者として、以下の要件を満たした者を配置すること。

管理技術者は、技術士（建設、衛生工学、農業、森林又は総合技術監理部門の内、業務に該当する選択科目）、博士（工学）、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する選択科目）のいずれかの資格を有するものとする。なお、技術士及びシビルコンサルティングマネージャーの業務に該当する選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	環境	自然環境保全を除くいずれかの選択科目
		建設
	建設	建設環境
		土質及び基礎
		河川、砂防及び海岸・海洋
		電力土木
		道路
	衛生工学	施工計画、施工設備及び積算
		衛生工学
農業	農業土木	
森林	森林土木	
総合技術監理	上記5部門の選択科目のいずれか	
博士（工学）		
一級土木施工管理技士		
農業土木技術管理士		
シビルコンサルティングマネージャー（RC CM）	技術者と同様の部門に限る	

## 第2章 業務の内容

### (作業条件)

第2-1条 「除染関係ガイドライン」(平成26年12月及び平成28年9月環境省)第3編「除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン第2版追補」、第4編「除去土壌の保管に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」と言う。),「廃棄物関係ガイドライン」及び別途調査職員が指示する事項に基づき、調査検討及び設計業務への支援を行うものとする。

### (貸与資料)

第2-2条 発注者側から貸与する図書及び関連資料は、別表-2に示すもの及び発注者が必要と認めたものとする。

### (貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、貸与資料を本業務の遂行以外の目的に用いてはならない。
- (2) 受注者は、守秘義務が求められる資料については、複写をしてはならない。また、守秘義務が求められない資料についても、他者に供覧、貸与をしてはならない。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、貸与された図書及び関連資料等を紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- (4) 受注者は、貸与された図書及び関連資料について、記載内容等に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員にその旨を申し出て、疑義を伴う部分の扱いについて指示若しくは協議を求めなければならない。
- (5) 貸与された図書及び関連資料等が不要となった場合には、ただちに発注者に返却しなければならない。また、調査職員から返却を指示された場合も、ただちにそれに応じなければならない。

### (作業計画書の策定)

第2-4条 受注者は契約後速やかに、共通仕様書に規定する作業計画書を策定し、調査職員に提出する。作業計画書には、業務の実施項目、業務の実施体制、緊急時の連絡方法、結果の報告要領、その他の業務上の必要となる事項を含むものとする。また、作業を進める上で必要な「第1種または第2種放射線取扱主任者」を配置

すること。

(作業員による汚染拡大防止)

第2-5条 本業務の汚染検査所における汚染状態の検査は、「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づくものとする。

(仮置場等に係る情報の整理・発生要因分析・管理)

第2-6条 受注者は、管理されている仮置場等における現場情報(以下「仮置場管理情報」という。)を、集約・整理する。

本項目の対象とする仮置場等は別表-1に示すとおりであり、整理すべき仮置場管理情報(要整理事項)は維持管理補修マニュアルに基づく記録・報告(別紙2-1、別紙2-5、別紙2-6)に示すとおりとする。整理のフォーマットについては、調査職員と協議の上決定するものとする。

なお、仮置場管理情報は毎週1回、発注者もしくは仮置場等の維持管理補修を受注する別業務(第4-1条に示す業務)の受注者から送付する。

整理に際し、仮置場等の適正管理、安全確保を図る上で注意を要する事象(以下「要注意事象」という。)を抽出し、発生要因分析を行うこと。

これら作業結果は、一覧リストの作成及び蓄積管理を行い、仮置場管理情報の送付に応じて随時更新し、調査職員の要求以外に、月に一度更新された状態のものを報告しなければならない。

(仮置場等における保管容器、遮水性のあるUVシート等の健全性評価等)

第2-7条 受注者は、仮置場等における除去土壌等の保管容器、クロスラムシートやUVシート等の引張強度、劣化、耐水度等の実暴露耐久性試験を行って、保管容器、シート等の健全性に係る技術検討を行うこと。なお、試験を行うに当たっては、試験片を山のどの部位から採取するかを含めた全体計画を立案し検討するとともに、施工に先立ち、調査職員の承諾を受けなければならない。

(1)保管容器の状況調査

耐候性大型土のう袋等の保管容器は、仮置場の保管中は上部を遮光性のシートに覆われていることから、理論上は劣化が生じないと考えられるが、実際の現場における劣化の有無を検証するため、除去土壌等の搬出等が行われる仮置場等の除去土壌等保管容器から劣化有無の判断(劣化ありと判断される場合は、劣化要因の推察)を行う。

なお、保管容器の残留強度を確認するための強度試験は、調査職員から搬出予定の情報を受けた仮置場を対象に第2-6条の仮置場等の情報整理から予

め引張試験を実施する保管容器の選定を行っておき、別工事で取り出しを行う際に現地でマーキングにより目印をつけ抽出をする。別工事で詰め替え後、抽出した空袋の保管容器を用いて引張強度試験に基づき、劣化有無の判断、劣化要因の推察等を行ったうえ、今後の仮置場等の維持管理補修対策における留意事項や手法に関し、提案を行うこと。

#### (2) クロスラムシートやUVシート等の調査

クロスラムシートやUVシートの劣化状況を把握するために、実際に仮置場で使用され3年程度が経過し、今後搬出するクロスラムシートやUVシートを対象に、次表に示す健全性確認試験を実施し、現在のシート状態（強度、耐水度等）を確認する予定である。試験計画を踏まえて、追加の試験が必要であるか検討を行うとともに、この試験結果をもとに、クロスラムシートやUVシートの状態を判断し、現在の劣化状況の評価、劣化原因等の推定を行うとともに、これらを踏まえて、今後の対策について検討し、立案すること。

項目	内容
サンプル採取仮置場	シートの劣化状況等を踏まえて選定
サンプル種類	気中部 <sup>※1)</sup> 、水中部（引張部） <sup>※2)</sup>
サンプル数	各3サンプル
試験項目	引張強さ（縦・横）、伸び率（縦・横）、貫入抵抗、耐水度

※1) 溜まり水のない空中部と接する部位をいう。

※2) 溜まり水に接している部位をいう。

#### (仮置場等の管理上のリスク評価及び改善手法の検討)

第2-8条 第2-6条で実施する「仮置場等に係る情報の整理・発生要因分析・管理」で把握した事項に基づき、現在管理している仮置場等の管理上のリスク評価を行い、仮置場等の維持管理補修方法について改善手法の検討を行うこと。また、第2-7条で実施した仮置場等における保管容器、遮水性のあるUVシート等の健全性に対する課題等を整理し、今後の行うべき対策を検討する。改善手法の検討対象仮置場等については、調査職員へ協議して決めること。

#### (仮置場等の跡地汚染の確認調査)

第2-9条 ガイドラインにおいて、仮置場跡地等の原状回復に際し仮置場跡地等の汚染の有無を判断し、必要に応じ除染を実施する旨が規定されており、当該測定を実施

する。一方、今後の原状回復対象箇所数の増大を鑑み、汚染有無を調査する手法のさらなる効率化が求められるところである。また、仮置場の保護砂の再利用に際し汚染されていないことを確認する手法を検討する必要もある。

このため、仮置場敷地全体の面的な濃度計測に加え空間線量率を計測し、効率的に汚染箇所を特定できる手法及び保護砂が汚染されていないことを確認する手法を検討・改良するための基礎調査として、以下（１）を、また、当該調査結果等を元に有識者の意見を集約するための資料作成として、以下（２）の作業を行うものとする。

#### （１） 跡地汚染状況の面的調査の実施

除去土壌等を保管していた仮置場の地盤（保護層及び従前の現地盤）の汚染状況を面的に把握する手法の有効性確認のため、空間線量率、表面線量率及び表面汚染密度の測定に加え、コア抜き等により採取した土壌の放射能濃度の測定を行う。

具体的には、環境省が指定する20箇所程度の仮置場（平成30年度の上半期中に保管物の搬出が完了する仮置場。ただし、箇所数は平成30年1月時点の想定であり、その後の搬出予定の変動等により、増減する可能性もある。）の全てを対象に、除去土壌等を搬出した後に保護層撤去後の従前の地盤面に対して採土器等により採取した土壌の放射能濃度等の計測を行う。また、そのうち10箇所程度の仮置場を対象に、従前の地盤面について、空間線量率、表面線量率及び表面汚染密度の計測及び追加の土壌の放射能濃度調査を行う。また、上記計測等により放射能濃度又は空間線量率が高いところが見つかった場合には、採土器等により採取した土壌の放射能濃度等の計測を含む当該汚染状況の詳細な調査を実施し、当該調査結果を受け、必要な土壌の除去及び汚染状況の報告を行うものとする。

なお、対象とする仮置場は、従前の地目、仮置場の仕様等の条件により類型化を行い、各類型別の数量配分は次表のとおりとする。ただし、除去土壌の搬出状況等により、次表の数量が確保できない場合は、調査職員と協議のうえ配分を変更するものとする（特に、従前地目が畑、山林である仮置場は絶対数が少ないため、適切な事例がない場合、対象から除外することがある）。

地目	設置前の除染有無
水田	なし
〃	あり
畑	問わない
山林等	〃

調査項目	調査内容	備考
放射性物質拡散防止対策の健全性に係る調査	○NaI シンチレーション ・空間線量率測定（1cm 高、100cm 高） ・表面線量率測定（1 cm高コリメータあり） ○GM 管 表面汚染密度測定（1 cm高アクリルあり、なし）	○100m×30m のエリアに対し、測定点は、10m メッシュ：44 測定点 対象仮置場数：10 ○追加の測定点：10 箇所 対象仮置場数：10
	土壌の放射能濃度測定（ゲルマニウム半導体検出器） 検出下限値：10 ベクレル程度	○15 cmの土壌をコア抜き：10m メッシュ 対象仮置場：10 箇所、当該面積：100m×30m/1 箇所×10 箇所 ○5 cm×3 層の土壌をコア抜き：別途指定の 10 測定点 対象仮置場数：10 箇所 ○汚染調査に係る計測の想定：50 箇所

## （２） 跡地調査結果の取りまとめ

調査職員の指示に基づき、（１）の調査結果に加え、別途測定を実施するガンマカメラ、PSF（プラスチックシンチレーションファイバー）及び歩行によるモニタリング等の調査結果をとりまとめ、第２－１１条の検討会や環境省本省が開催する第三者（有識者）検討会に付するための資料を作成する。

### （仮置場の維持管理補修方法の見直し検討）

第２－１０条 過年度業務及び第２－６から第２－８条までの業務において、これまで運用してきた事項について見直しを行い、仮置場等の維持管理補修時に参考となる事例集の作成や標準化すべき事項の整理を行うこと。本業務を行うにあたり、現地調査による仮置場等の管理状況の確認調査、その他の調査計画を作成し、調査職員の承諾を得た上で実施すること。

(検討会の実施)

第2-11条 第2-6条から第2-10条の業務において調査職員が指示する事項について、有識者から意見を募り、解析・取りまとめ等の方針決定、結果の評価等において技術面の支援を得ることを目的として、有識者6名からなる検討会を設置し、実施・運営を行う。検討会は3回を想定し、開催時期（予定）は次のとおりである。

検討会回数	開催時期（予定）
第1回	平成30年6月
第2回	平成30年10月
第3回	平成31年2月

(1) 検討会の設置

有識者検討会を設置し、有識者の選定を行い、開催計画を策定する。

有識者検討会の設置、有識者の選定及び開催計画の策定に当たっては、調査職員と協議の上、以下①～③の事項を明確化しなければならない。

- ① 検討すべき課題：検討会に諮る課題は以下のとおりとする。
  - ア. 仮置場等の維持管理補修方法に関すること。
  - イ. 仮置場等における保管容器、クロスラム及びUVシート等の健全性に係る検討に関すること。
  - ウ. 仮置場等からの搬出に関すること。
  - エ. 仮置場等の原状回復に関すること。
  - オ. その他検討会に諮る必要のある課題。
- ② 検討会を構成する有識者の選定：①に応じた分野の専門家であり、各構成員の役割が明確であること。なお、選定に当たっては、調査職員との協議を必要とする。
- ③ 開催時期、開催回数：①の課題に係る作業工程に適合した時期、回数であること。なお、発注者側の事情により、時期・回数の変更を指示する場合がある。

(2) 検討会資料の作成

検討会に諮るべき課題について、調査・解析・検討等の経緯及び結果を集約し、検討会における説明資料として取りまとめる。

資料の構成及び体裁については、調査職員の指示に従うこと。

(3) 検討結果の取りまとめ等

個々の検討会の開催後、速やかに検討結果の取りまとめ（検討要旨、議事録

の作成)を行い、調査職員へ提出すること。

(4)関係者への事前説明等

検討会の開催に先立ち、調査職員が指定する関係者(座長想定者等)に対し、(2)で作成する資料の内容を事前説明する。

その上で、関係者との質疑応答結果を反映し、資料の加筆・修正を行う。

(5)検討会の開催に係る事務

検討会を構成する有識者への委嘱、検討会出席予定者の日程調整、会場の確保、外部有識者に対する謝金・旅費等の支払等の事務を行う。

(資料作成等支援)

第2-12条 別途調査職員が指示する本業務に関連する検討会、説明会等に必要な本業務に係る資料データの収集、資料解析、資料作成等の支援を行うこと。

(報告)

第2-13条 第2-6条～第2-12条の結果を、報告書に取りまとめる。

報告書の構成については、受注者において案を作成し、調査職員と協議の上で決定するものとする。また、協議の際に、報告書の具体的な記載内容、掲載すべき根拠データ(調査・解析結果の詳細、各種設計の条件等)について、調査職員の確認を受けるものとする。

(業務履行期間)

第2-14条 契約締結の日から平成31年3月25日までとする。

### 第3章 打合せ

(打合せ)

第3-1条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務開始時、業務実施中における月に1度及び業務完了報告時の計15回程度打合せを行うものとする。

打合せ内容については、業務の進捗状況と、業務実施過程における課題の発生・処理状況に基づいて双方協議の上、決定するものとする。

なお、初回打合せには全体の方針決定、貸与資料の確認等、最終回打合せには報告書の構成、記載すべき内容等の決定を、議題として含めるものとする。

本業務の管理技術者は、原則として全ての打合せに出席しなければならない。また、各回の打合せ事項に応じて、当該事項の細部まで精通した担当技術者も出

席しなければならない。なお、本打ち合わせは業務全体の打ち合わせとし、個別業務の打ち合わせは含まないこととする。また、受注者は、打合せ時には議題に応じた資料を準備して持参し、打合せ結果は打合せ記録簿として取りまとめを行い、調査職員に速やかに提出し、確認を得るものとする。

## 第4章 関連する業務

(関連する業務)

第4-1条 本業務を実施するに当たって関連する業務は、別表-4に示すものとする。ただし、別表-4に示す業務以外にも、除染等の事業の実施状況により、関連する業務が増える場合がある。

## 第5章 その他留意事項

(現地調査に伴う土地への立入り)

第5-1条 土地への立入りを伴う調査が生じた場合、あらかじめ調査職員並びに土地の所有者又は管理者に許可を得た上で立入るものとし、みだりに第三者に誤解を与え、トラブルの生じることがないように留意しなければならない。

また、許可を得る際に制約条件等の提示があった場合には、その旨を書面に記し、調査職員の確認を得なければならない。

(組織体制)

第5-2条 業務の実施にあたって、現地調査を迅速に行う必要な事象が生じた場合は可能な限りスムーズに対応出来る体制を整備すること。

これにより難い事由が発生した場合には、予め必ず福島地方環境事務所調査職員に連絡相談し許可を得て、実施体制を構築すること。

## 第6章 成果物

(成果物の提出)

第6-1条 成果物の提出については以下のとおりとする。

(1)本業務は電子納品対象業務とする。成果物は、第2章の各項目で整理、解析、調査等を実施して得たデータ類、作成した図表等全てを電子データ化し、電子媒体(CD-R、DVD-RもしくはBD-R)で4部提出するほか次のとおりとする。

- ア) 電子納品する最終成果物の出力(ファイル綴じ) 2部
- イ) 図面出力 2部

(2) 成果物の提出の際は、電子納品として、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(3) 成果物の提出は、別添に記載の事項を遵守すること

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市栄町1-2-5 AXCビル6階  
福島地方環境事務所

## 第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 土木設計業務等請負契約書第17条、第18条及び第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりである。

- (1) 第2-6条に示す対象仮置場数に変更が生じた場合。
- (2) 第2-7条に示す仮置場等における保管容器、クロスラム及びUVシート等の健全性評価等に変更が生じた場合。
- (3) 第2-8条に示す仮置場等跡地の汚染有無の確認方法に変更が生じた場合。
- (4) 第2-9条に示す仮置場等の管理上のリスク評価及び改善手法に変更が生じた場合。
- (5) 第2-10条に示す仮置場の構造・維持管理補修方法の見直し検討内容に変更が生じた場合。
- (6) 第2-11条に示す検討会の有識者の人数、実施回数に変更が生じた場合。
- (7) 第2-14条に示す業務履行期間に変更が生じた場合。
- (8) 第3-1条に示す打合せ回数に変更が生じた場合。
- (9) 第6-1条に示す成果物の提出に変更が生じた場合。
- (10) その他、発注者又は受注者において変更が必要であると認められた場合。

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特記仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施にあたり疑義が生じた

場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針210頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針211頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社 一太郎（jtd 形式）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式（写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ100万画素を目安とする。）
- ・図面：DWG 形式及び SXF（P21）形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

#### 4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

#### 5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」(別途指定する工事・業務番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号: 000000000000 枚数/総枚数  
工事名称: 平成0年度 0000000000工事

平成0年0月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者: 環境省福島地方環境事務所  
受注者: △△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報  
 ウイルス対策ソフト名: ○○○○  
 ウイルス定義: 0000年0月0日版  
 チェック実施日: 0000年0月0日  
 フォーマット形式: ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

別表－1 仮置場等一覧表

番号	仮置場 名称	所在地	区域指 定状況	管理予 定期間
1		飯館村	帰還困難区域	
2		飯館村		
3		飯館村		
4		飯館村		
5		飯館村		
6		飯館村		
7		飯館村		
8		飯館村		
9		飯館村		
10		飯館村		
11		飯館村		
12		飯館村		
13		飯館村		
14		飯館村		
15		飯館村		
16		飯館村		
17		飯館村		
18		飯館村		
19		飯館村		
20		飯館村		
21		飯館村		
22		飯館村		
23		飯館村		
24		飯館村		
25		飯館村		
26		飯館村		
27		飯館村		
28		飯館村		
29		飯館村		
30		飯館村		
31		飯館村		
32		飯館村		
33		飯館村		
34		飯館村		
35		飯館村		
36		飯館村		
37		飯館村		
38		飯館村		
39		飯館村		
40		飯館村		
41		飯館村		
42		飯館村		
43		飯館村		
44		飯館村		
45		飯館村		
46		飯館村		
47		飯館村		

番号	仮置場 名称	所在地	区域指 定状況	管理予 定期間
48		飯舘村		4月から 翌年3月 まで
49		飯舘村		
50		飯舘村		
51		飯舘村		
52		飯舘村		
53		飯舘村		
54		飯舘村		
55		飯舘村		
56		飯舘村		
57		飯舘村		
58		飯舘村		
59		飯舘村		
60		飯舘村		
61		飯舘村		
62		飯舘村		
63		飯舘村		
64		飯舘村		
65		飯舘村		
66		飯舘村		
67		飯舘村		
68		飯舘村		
69		飯舘村		
70		飯舘村		
71		飯舘村		
72		飯舘村		
73		飯舘村		
74		飯舘村		
75		飯舘村		
76		飯舘村		
77		飯舘村		
78		飯舘村		
79		飯舘村		
80		飯舘村		
81		飯舘村		
82		川俣町		
83		川俣町		
84		川俣町		
85		川俣町		
86		川俣町		
87		川俣町		
88		川俣町		
89		川俣町		
90		川俣町		
91		川俣町		
92		川俣町		
93		川俣町		
94		川俣町		
95		川俣町		
96		川俣町		

番号	仮置場 名称	所在地	区域指 定状況	管理予 定期間
97		川俣町		
98		川俣町		
99		川俣町		
100		川俣町		
101		川俣町		
102		川俣町		
103		川俣町		
104		川俣町		
105		川俣町		
106		川俣町		
107		川俣町		
108		川俣町		
109		川俣町		
110		川俣町		
111		川俣町		
112		川俣町		
113		川俣町		
114		川俣町		
115		川俣町		
116		川俣町		
117		川俣町		
118		川俣町		
119		川俣町		
120		川俣町		
121		川俣町		
122		川俣町		
123		川俣町		
124		川俣町		
125		川俣町		
126		富岡町	帰還困難	
127		富岡町	帰還困難	
128		富岡町	帰還困難	
129		富岡町	帰還困難	
130		富岡町	帰還困難	
131		富岡町	帰還困難	
132		富岡町	帰還困難	
133		富岡町		
134		双葉町	帰還困難	
135		双葉町	帰還困難	
136		双葉町		
137		双葉町	帰還困難	
138		田村市		
139		田村市		
140		田村市		
141		田村市		
142		田村市		
143		葛尾村	帰還困難	
144		葛尾村		
145		葛尾村		
146		葛尾村		

番号	仮置場 名称	所在地	区域指 定状況	管理予 定期間
147		葛尾村		4月から 翌年3月 まで
148		葛尾村		
149		葛尾村		
150		葛尾村		
151		葛尾村		
152		葛尾村		
153		葛尾村		
154		葛尾村		
155		葛尾村		
156		葛尾村		
157		葛尾村		
158		葛尾村		
159		葛尾村		
160		葛尾村		
161		葛尾村		
162		葛尾村		
163		葛尾村		
164		葛尾村		
165		葛尾村		
166		葛尾村		
167		葛尾村		
168		葛尾村		
169		葛尾村		
170		葛尾村		
171		葛尾村		
172		葛尾村		
173		葛尾村		
174		葛尾村		
175		葛尾村		
176		浪江町	帰還困難	4月から 翌年3月 まで
177		浪江町	帰還困難	
178		浪江町	帰還困難	
179		浪江町	帰還困難	
180		浪江町		
181		浪江町		
182		浪江町		
183		浪江町		
184		浪江町		
185		浪江町		
186		浪江町		
187		浪江町	帰還困難	
188		浪江町	帰還困難	
189		浪江町		
190		浪江町		
191		浪江町		
192		浪江町		
193		浪江町		
194		浪江町		
195		浪江町		
196		浪江町		
197		浪江町		
198		南相馬市		
199		南相馬市		
200		南相馬市		
201		南相馬市	帰還困難	
202		南相馬市		翌年1月 から3月 まで
203		南相馬市		
204		南相馬市		
205		檜葉町		
206		檜葉町		

番号	仮置場 名称	所在地	区域指 定状況	管理予 定期間
207		檜葉町		4月から 翌年3月 まで
208		檜葉町		
209		檜葉町		
210		檜葉町		
211		檜葉町		
212		檜葉町		
213		檜葉町		
214		檜葉町		
215		檜葉町		
216		檜葉町		
217		檜葉町		
218		檜葉町		
219		檜葉町		
220		檜葉町		
221		檜葉町		
222		檜葉町		
223		檜葉町		
224		檜葉町		
225		檜葉町		
226		檜葉町		
227		檜葉町		
228		川内村		4月から 翌年3月 まで
229		川内村		
230		大熊町	.帰還困難	
231		大熊町	.帰還困難	
232		大熊町		
233		大熊町		
234		大熊町		
235		大熊町	.帰還困難	
236		大熊町	.居住制限	
237		大熊町	.居住制限	
238		大熊町	.帰還困難	
239		大熊町	.居住制限	
240		大熊町	.居住制限	
241		大熊町	.居住制限	4月から6 月まで
242		大熊町	.居住制限	4月から 翌年3月 まで
243		大熊町	.帰還困難	
244		大熊町	.帰還困難	
245		大熊町	.帰還困難	

別表-2 発注者側からの貸与資料一覧

資料名	刊行年・月	刊行者
除染関係ガイドライン(平成25年5月第2版)平成26年12月追補含む	平成26年12月	環境省
除染関係ガイドライン(平成25年5月第2版)平成28年9月追補含む	平成28年9月	環境省
平成23、24、25年度 仮置場等管理(その1)業務の報告書	-	環境省
平成23、24、25年度 仮置場等管理(その2)業務の報告書	-	環境省
平成24年度 仮置場管理業務の報告書	-	環境省
平成25年度 仮置場管理業務(その2)の報告書	-	環境省
平成25年度 仮置場管理業務(その3)の報告書	-	環境省
平成25年度 仮置場管理等調査検討業務の報告書	-	環境省
平成26年度 仮置場等管理業務(その1)の報告書	-	環境省
平成26年度 仮置場等管理業務(その2)の報告書	-	環境省
平成26年度 仮置場等管理業務(その3)の報告書	-	環境省
平成26年度 仮置場等管理業務(その4)の報告書	-	環境省
平成26年度 仮置場等管理業務(その5)の報告書	-	環境省
平成26年度(平成25年度繰越) 仮置場に係る調査検討及び設計支援業務の報告書	-	環境省
平成27年度 仮置場等管理業務(その1)の報告書	-	環境省
平成27年度 仮置場等管理業務(その2)の報告書	-	環境省
平成27年度 仮置場等管理業務(その3)の報告書	-	環境省
平成27年度 仮置場等管理業務(その4)の報告書	-	環境省
平成27年度 仮置場等管理業務(その5)の報告書	-	環境省
平成27年度 仮置場に係る調査検討及び設計支援業務の報告書	-	環境省
平成28年度 仮置場等管理業務(その1)の報告書	-	環境省
平成28年度 仮置場等管理業務(その2)の報告書	-	環境省
平成28年度 仮置場等管理業務(その3)の報告書	-	環境省
平成28年度 仮置場等管理業務(その4)の報告書	-	環境省
平成28年度 仮置場等管理業務(その5)の報告書	-	環境省
平成28年度 仮置場等に係る調査検討及び設計支援業務の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等維持管理補修業務(その1)の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等維持管理補修業務(その2)の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等維持管理補修業務(その3)の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等維持管理補修業務(その4)の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等維持管理補修業務(その5)の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等維持管理補修業務(その6)の報告書	-	環境省
平成29年度 仮置場等に係る調査検討及び設計支援業務の報告書	-	環境省

別表-3 整理すべき仮置場管理情報(要整理事項)

情報種類		備考				
基礎情報		名称、所在地、施工業者、管理者、保管物量等				
構造／工法等	構造	地上／地下／半地下式等				
	規模	長辺×短辺×高さ(積上げ段数)等				
	ガス抜き管	本数・口径・面積当たりの本数等・シートとの接合状況				
	上部工	シート種類、枚数・覆土等厚さ				
	測定工	遮へい材、シート等				
	下部工	間詰材、敷き土材の種類、厚さ等、シート種類、厚さ等				
	集水設備	集水タンク、排水管、集水溝等				
容器の種類		耐候性大型土のう、内袋有無等				
巡視点検情報	仮置場全体	付帯設備	柵・掲示板・看板の転倒、汚損、紛失、記載事項の消失・判読不能、異常等 消火器(消火砂等がある場合はそれを含む)の汚損、破損、紛失、使用期限切れ等			
		周辺状況	仮置場周辺の地盤や法面の崩れ、流失、パイピング等の変状等 仮置場への進入路の通行障害(崩落、陥没、落石、倒木等)			
		外部からの侵入	仮置場敷地内への人の侵入の形跡 仮置場敷地内への鳥獣類の侵入の形跡			
		敷地内地盤	仮置場敷地内(保管物設置場所の周囲)の地盤の浸食、洗掘、沈下等の変状 仮置場敷地の湛水、浸水			
		地表水排水溝	地表水排水溝周囲の地盤の浸食、洗掘等の変状			
			地表水排水溝の歪み、傾動、損傷等の変状			
			地表水排水溝の(土砂や落葉の埋積による)閉塞、通水障害			
	地下水監視孔	孔口周囲地盤の洗掘(孔口からの地表水浸入の疑い)				
		孔口からの自噴 孔口(立上り)の汚損、劣化、損傷、傾動、曲がり等				
	保管物及びその周辺	保管物の山	保管物の崩れや傾きによる山の形状の変化 保管物(保管容器)の露出 保管物(保管容器内容物=除去土壌等)の露出 保管物設置場所の基礎地盤(基礎の敷砂等を含む)の吸出し、流失、崩落等の変状 保管物周辺地盤への浸出水の内部からの浸み出し 保管物からの異臭(腐敗臭、硫化水素臭等) 温度計測機器の転倒、汚損、紛失、異常等			
			上部シート	上部シート凹み部の溜まり水 上部シート凹み部の溜まり水のうち、深さ50cm以上に達すると見られるもの 上部シートのめくれや飛散 上部シートの引張、歪み、亀裂、損傷、明瞭な劣化等 上部シート同士、上部シート内補修カ所、上部シートと放熱管の接合部の剥がれ、隙間等 端部における上下シート接合部の剥がれや隙間、引張等 シートに植物が根付いた状態 押さえ材の不良(破損、ずれ等)		
				放熱管	放熱管(ガス抜き管)の破損、転倒、顕著な傾動、閉塞等	
				ガス抜き口	ガス抜き口の状態不良(蓋外れ、シート接合部の開口等)	
				内部状況	内部温度>60℃ 内部温度/外気温の差>30℃ CO濃度>100ppm	
					集水設備	集水設備(汲み出し孔・蓋、桝・タンク等)の亀裂、損傷等 集水設備付近の地盤の流出、沈下等 集水設備内の浸出水量(水位)が「汲み出し判断水位」超過 集水設備周囲における溢水(または溢水の形跡)
		前週との比較点検		空間線量率の急上昇(前週の計測値との比較) 内部温度の10℃以上の上昇(前週の計測値との比較) 浸出水の水位の不自然な変動(原因不明の急上昇、急低下等)		
				維持管理情報		仮置場毎
			保管物の山毎			地下水水位 原則として1地点以上/仮置場のデータを毎週取得
		内部温度 仮置場の山の数量・規模に応じた数のデータを、毎週取得				
		CO濃度 内部温度が規定値以上に達した場合のみデータを取得				
		浸出水水位 仮置場の山の数量に応じた数のデータを、毎週取得				
		浸出水汲み出し量 浸出水の水位が一定以上に達した仮置場について汲み出しを実施				





明細 1 号

平成 3 0 年度仮置場等における維持管理補修等に係る調査検討業務

名称規格等	数量	単位	単価	金額	適用
業務価格					
業務原価	1.00	式			
直接原価	1.00	式			
直接人件費	1.00	式			
作業計画書の作成 作業計画書	1.00	式			代価表第 1 号
仮置場等に係る情報の整理・発生要因分析・管理 発生要因分析・管理	1.00	式			代価表第 2 号
仮置場等における保管容器、遮水性のあるUVシート等の健全性評価等 保管容器の状況調査	1.00	式			代価表第 3 号
仮置場等における保管容器、遮水性のあるUVシート等の健全性評価等 クロスラムシート・UVシート等の調査	1.00	式			代価表第 4 号
仮置場等の管理上のリスク評価及び改善手法の検討	1.00	式			代価表第 5 号
仮置場等の跡地汚染の確認調査 跡地汚染状況の面的調査の実施	1.00	式			代価表第 6 号
仮置場等の跡地汚染の確認調査 跡地調査結果の取りまとめ	1.00	式			代価表第 7 号
仮置場の維持管理補修方法の見直し検討	1.00	式			代価表第 8 号
検討会の設置	1.00	式			代価表第 9 号
資料作成等支援	1.00	式			代価表第 1 0 号
報告書の作成	1.00	式			代価表第 1 1 号
打合せ協議	1.00	式			代価表第 1 2 号
直接経費	1.00	式			
交通費	1.00	式			代価表第 1 3 号
印刷製本費	1.00	式			代価表第 1 4 号
委員謝金	1.00	式			代価表第 1 5 号
被ばく線量登録	1.00	式			代価表第 1 6 号
直接調査費	1.00	式			代価表第 1 7 (経費対象外)
間接原価	1.00	式			
一般管理費	1.00	式			



































単価1号

平成30年度仮置場等における維持管理補修等に係る調査検討業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	(直接人件費)					
	技師長(内業)		人			
	主任技師(内業)		人			
	技師(A)(内業)		人			
	技師(B)(内業)		人			
	技師(C)(内業)		人			
	技術員(内業)		人			
	特殊勤務手当(帰還困難区域)		日			4時間以上の場合
	特殊勤務手当(居住制限区域)		日			4時間以上の場合